

| 項目 | 現行 | 改訂 |
|--|--|---|
| <p>第2編 総論 第2章 技術基準 対象施設の建設、改良又は維持 3.4 危険防止に関する対策 P.101～P.102</p> | <p>3. 4 危険防止に関する対策</p> <p>【維持告示】（危険防止に関する対策）</p> <p>第四条 技術基準対象施設の設置者は、省令第四条第四項に規定する運用方法の明確化その他の危険防止に関する対策として、自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件を勘案して、次の各号に掲げる対策を行うことを標準とする。</p> <p>一 当該施設の運用前及び運用後における点検又は検査並びに当該措置の実施について責任を有する者の明確化</p> <p>二 荒天時において当該施設を安全な状態に維持するために必要な措置及び当該措置の実施について責任を有する者の明確化</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、当該施設を安全な状態に維持するために必要な運用規程の整備又は当該施設の管理者等により整備された運用規定の確認</p> <p>2 前項各号に掲げる対策は、相互に関連性をもって一体的に運用される技術基準対象施設及び当該施設周辺の施設の安全確保に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の下で行うことを標準とする。</p> <p>【解説】</p> <p>(1) 技術基準対象施設には、外郭施設、係留施設等の土木系構造物のみならず、荷さばき施設、旅客乗降用施設等の機械系設備も含まれていることから、技術基準対象施設の維持に当たっては、当該施設の特性を十分加味した運用が適切に行われていることが必要である。</p> <p>(2) 当該施設が良好な状態で維持されるために、その利用又は運用にあたって、自然条件、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件を勘案した上で、当該施設の設置者の責務として予め講じるべき危険防止対策の内容を規定するものである。</p> <p>(3) 当該施設の危険防止対策としては、少なくとも、平時における当該施設の運用前後の点検・検査、異常時において当該施設を安全な状態に維持するために必要な措置等の具体的内容を明確にする必要がある。</p> <p>(4) 危険防止に関する対策の責任を有する者の明確化や運用規程の整備として、平時における当該施設の運用前後の点検・検査の実施者のみならず、点検・検査を適切に実施するよう指導する者を責任者として位置付けること、並びに、異常時においても当該施設を安全な状態に維持するために必要な措置を講じるにあたっての判断権者の明確化や判断内容等の迅速な情報伝達方法の周知徹底を図ることが必要である。</p> <p>(5) そのため、これらの内容について、予め関係者間で合意した上で、これらの当該施設の運用における危険防止対策に係る各業務に関する責任体制を明確化することが必要である。</p> <p>(6) なお、当該施設の運用規程に関して、当該施設の設置者ではなく当該施設の管理者等によって整備される場合には、当該施設の設置者は、整備された運用規程の内容を確認し、必要に応じ管理者等に対して助言を行うこととしている。</p> <p>(7) 上記(1)～(6)については、当該施設の利用に際して、運用者及び一般公衆に対する安全を広く確保する観点、及び、当該施設と一体的に機能する他の港湾施設等（例えば、「当該施設」が</p> | <p>3. 4 危険防止に関する対策</p> <p>【維持告示】（危険防止に関する対策）</p> <p>第四条 技術基準対象施設の設置者は、省令第四条第四項に規定する運用方法の明確化その他の危険防止に関する対策として、自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件を勘案して、次の各号に掲げる対策を行うことを標準とする。</p> <p>一 当該施設の運用前及び運用後における点検又は検査並びに当該措置の実施について責任を有する者の明確化</p> <p>二 荒天時において当該施設を安全な状態に維持するために必要な措置及び当該措置の実施について責任を有する者の明確化</p> <p>三 運用時において当該施設の移動を伴うものについては、当該施設の風による逸走防止に必要な措置及び当該措置の実施について責任を有する者の明確化</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、当該施設を安全な状態に維持するために必要な運用規程の整備又は当該施設の管理者等により整備された運用規程の確認</p> <p>2 前項各号に掲げる対策は、相互に関連性をもって一体的に運用される技術基準対象施設及び当該施設周辺の施設の安全確保に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の下で行うことを標準とする。</p> <p>【解説】</p> <p>(1) 技術基準対象施設には、外郭施設、係留施設等の土木系構造物のみならず、荷さばき施設、旅客乗降用施設等の機械系設備も含まれていることから、技術基準対象施設の維持に当たっては、当該施設の特性を十分加味した運用が適切に行われていることが必要である。</p> <p>(2) 当該施設が良好な状態で維持されるために、その利用又は運用にあたって、自然条件、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件を勘案した上で、当該施設の設置者の責務として予め講じるべき危険防止対策の内容を規定するものである。</p> <p>(3) 当該施設の危険防止対策としては、少なくとも、平時における当該施設の運用前後の点検・検査、異常時において当該施設を安全な状態に維持するために必要な措置等の具体的内容を明確にする必要がある。</p> <p>(4) 危険防止に関する対策の責任を有する者の明確化や運用規程の整備として、平時における当該施設の運用前後の点検・検査の実施者のみならず、点検・検査を適切に実施するよう指導する者を責任者として位置付けること、並びに、異常時においても当該施設を安全な状態に維持するために必要な措置を講じるにあたっての判断権者の明確化や判断内容等の迅速な情報伝達方法の周知徹底を図ることが必要である。</p> <p>(5) そのため、これらの内容について、予め関係者間で合意した上で、これらの当該施設の運用における危険防止対策に係る各業務に関する責任体制を明確化することが必要である。</p> <p>(6) なお、当該施設の運用規程に関して、当該施設の設置者ではなく当該施設の管理者等によって整備される場合には、当該施設の設置者は、整備された運用規程の内容を確認し、必要に応じ管理者等に対して助言を行うこととしている。</p> |

荷さばき施設であれば、当該施設が設置される岸壁等が「他の港湾施設等」に該当する。)の運用に大きな支障を及ぼさない観点から、危険防止に必要な対策を当該施設の広義の維持行為において確実に行われることを求めているものである。

3. 4. 1 専門技術者

- (1) 当該分野における専門的知識及び技術又は技能を有する者である要件としては、安全確保に関する所要の知識を習得するための研修・講習を修了した者、又はこれと同等の能力を有する者であることが必要である。なお、今後は、当該専門技術者を客観的に評価するための資格認定制度を整備し、当該制度を適切に運用することが重要である。
- (2) 危険防止に必要な対策を実施する主体が、当該分野に関する十分な実務経験を有しており、当該分野に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者である場合には、当該主体が実施することができるが、当該主体が所要の専門的知識及び技術又は技能を有していない場合には、契約等により危険防止の対策の実施に関する業務を適切に行うことができる者・機関の能力を活用すべきである。

3. 5 管理を委託する国有港湾施設

【維持告示】(管理委託に係る技術基準対象施設の維持管理)

- 第五条** 国土交通大臣が港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)その他の法律により港湾管理者に管理を委託する技術基準対象施設の維持管理については、港湾管理者は、国土交通大臣が定めた維持管理計画に基づき、当該施設の適切な維持管理を行うことを標準とする。
- 2 国土交通大臣より技術基準対象施設の管理の委託を受けようとする港湾管理者は、適切な維持管理を行うために必要と認めるときは、国土交通大臣に対して当該維持管理計画の変更を求めることができるものとする。
 - 3 国土交通大臣は、管理を委託している技術基準対象施設の用途の変更、維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、港湾管理者と協議の上、維持管理計画を変更できるものとする。
 - 4 第二項の規定は、国土交通大臣より技術基準対象施設の管理の委託を受けている港湾管理者について準用する。
 - 5 国土交通大臣は、技術基準対象施設の管理の委託に係る契約書(港湾法施行令(昭和二十六年政令第四号)第十七条の二に規定する契約書をいう。)に、第一項の内容を定めることを標準とする。

【解説】

- (1) 国が設置した技術基準対象施設について港湾管理者に管理を委託する場合に対応して設けた規定であり、一般的なケースと同様、維持管理計画等を定める者は当該施設の設定者である国であることを明確にするとともに、国の場合は維持管理計画等を定める場合の標準的な方法として「維持管理計画」を定めることを標準としている。
- (2) 当該施設の設置者と当該施設の維持管理を行う管理者が異なるこの場合においては、維持管理計画を定めるに当たって、管理を受託する港湾管理者の意見を適切に反映すべきであることを本規定において明確にしている。
- (3) 本規定は国が設置した技術基準対象施設についての規定であるが、これと同様に技術基準対象施

(7) 上記(1)～(6)については、当該施設の利用に際して、運用者及び一般公衆に対する安全を広く確保する観点、及び、当該施設と一体的に機能する他の港湾施設等(例えば、「当該施設」が荷さばき施設であれば、当該施設が設置される岸壁等が「他の港湾施設等」に該当する。)の運用に大きな支障を及ぼさない観点から、危険防止に必要な対策を当該施設の広義の維持行為において確実に行われることを求めているものである。

3. 4. 1 専門技術者

- (1) 当該分野における専門的知識及び技術又は技能を有する者である要件としては、安全確保に関する所要の知識を習得するための研修・講習を修了した者、又はこれと同等の能力を有する者であることが必要である。なお、今後は、当該専門技術者を客観的に評価するための資格認定制度を整備し、当該制度を適切に運用することが重要である。
- (2) 危険防止に必要な対策を実施する主体が、当該分野に関する十分な実務経験を有しており、当該分野に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者である場合には、当該主体が実施することができるが、当該主体が所要の専門的知識及び技術又は技能を有していない場合には、契約等により危険防止の対策の実施に関する業務を適切に行うことができる者・機関の能力を活用すべきである。

3. 4. 2 軌道走行式荷役機械の風による逸走対策において考慮すべき事項

(1) 逸走防止に必要な措置

軌道走行式荷役機械については、強風により逸走し、転倒・倒壊等することにより人的及び経済的な被害を受けるおそれがあるため、風による逸走対策を十分に考慮することが必要である。逸走防止に必要な措置としては、荷役作業の中止、逸走防止装置への固定、作業再開等の措置があり、管理基準となる風速に応じた具体的な措置を明確にしておく必要がある。

(2) 責任者の明確化

軌道走行式荷役機械の逸走防止においては、設置者、管理者、利用者の3者において十分に協議し、以下の責任者を明確化することが望ましい。

- ① 逸走防止に必要な措置の実施を判断するための責任者(作業判断責任者)
- ② 当該施設の逸走防止に関わる装置を維持管理するための責任者(維持管理責任者)
- ③ 運用規程の履行状況の確認及び評価を行う責任者(総括責任者)

(3) 運用規程の整備と確認

施設の設置者は、当該施設を安全な状態に維持するために必要な運用規程を整備することとしている。なお、施設の管理者が運用規程を整備する場合には、施設の設置者は、整備された運用規程の内容を確認し、必要に応じて助言を行うこととしている。

① 管理基準となる風速等の設定

軌道走行式荷役機械の逸走防止に必要な措置の実施について、判断するための管理基準となる風速及びその後の風況を設定する必要がある。これらの管理基準となる風速の設定においては、**図-3.4.1**に示す**クレーン等安全規則とクレーン構造規格**で定められている風速をふまえ、各地域の気象特性、利用状況、風速計の設置条件等を考慮し、適切に設定する必要がある。

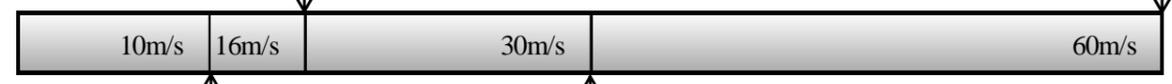
また、風速の定義は平均風速と瞬間風速で異なることから、管理基準の一部となる風速の定義においては、注意が必要である。

設の設置者と同施設の維持管理を行う管理者が異なる場合においても、本規定に準じた計画的かつ適切な維持管理を行うことが標準である。

クレーン構造規格 第42条
屋外に設置される走行クレーンは、逸走を防止するための措置を講ずることができる箇所まで、毎秒16メートルの風が吹いた場合においても走行させることができる出力を有する原動機を備えるものでなければならない。

クレーン構造規格 第41条
屋外に設置される走行クレーンの逸走防止装置は、次の式により計算して得た値の風荷重に耐える性能を有するものでなければならない。
$$W = 1180\sqrt{hCA} \quad \text{※風速60m/sに相当}$$

W：風荷重 (N)
h：クレーンの風を受ける面の地上からの高さ (m)
ただし、高さが16m未満のときはh=16mとして取り扱う
C：風力係数
A：受圧面積 (㎡)



クレーン等安全規則 第31条2
事業者は、強風のため、クレーンに係わる作業の実施について危険が予想される時には、当該作業を中止しなければならない。
※「強風」とは10分間の平均風速が10m/s以上の風をいうものである。

クレーン等安全規則 第31条
事業者は、瞬間風速が毎秒30メートルをこえる風が吹くおそれがあるときには、屋外に設置されている走行クレーンについて、逸走防止装置を作用させる等その逸走を防止するための処置を講じなければならない。

図-3.4.1 クレーンにおける風速規定

② 逸走防止に関わる装置の維持管理

逸走防止に関わる装置においては、装置が有する爪やレールの摩耗により、停止能力が著しく低下する。これら装置の維持管理が適切に行われていなかったことが逸走事故の要因となったケースもあり、維持管理責任者及び検査の体制を定め、逸走防止装置及び逸走防止関連装置の維持管理を適切にする必要がある。

(3) 風況の監視

風向・風速計を軌道走行式荷役機械の上部等に適切に設置し、関係者が風況データを共有して、当該施設が逸走しないよう監視することが望ましい。風況の監視については、可能な範囲で気象予測情報等を活用することが望ましい。

3.5 管理を委託する国有港湾施設

【維持告示】(管理委託に係る技術基準対象施設の維持管理)

第五条 国土交通大臣が港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)その他の法律により港湾管理者に管理を委託する技術基準対象施設の維持管理については、港湾管理者は、国土交通大臣が定めた維持管理計画に基づき、当該施設の適切な維持管理を行うことを標準とする。

2 国土交通大臣より技術基準対象施設の管理の委託を受けようとする港湾管理者は、適切な維持管理を行うために必要と認めるときは、国土交通大臣に対して当該維持管理計画の変更を求めることができるものとする。

- 3 国土交通大臣は、管理を委託している技術基準対象施設の用途の変更、維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、港湾管理者と協議の上、維持管理計画を変更できるものとする。
- 4 第二項の規定は、国土交通大臣より技術基準対象施設の管理の委託を受けている港湾管理者について準用する。
- 5 国土交通大臣は、技術基準対象施設の管理の委託に係る契約書（港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第十七条の二に規定する契約書をいう。）に、第一項の内容を定めることを標準とする。

〔解説〕

- (1) 国が設置した技術基準対象施設について港湾管理者に管理を委託する場合に対応して設けた規定であり、一般的なケースと同様、維持管理計画等を定める者は当該施設の設定者である国であることを明確にするとともに、国の場合は維持管理計画等を定める場合の標準的な方法として「維持管理計画」を定めることを標準としている。
- (2) 当該施設の設置者と当該施設の維持管理を行う管理者が異なるこの場合においては、維持管理計画を定めるに当たって、管理を受託する港湾管理者の意見を適切に反映すべきであることを本規定において明確にしている。
- (3) 本規定は国が設置した技術基準対象施設についての規定であるが、これと同様に技術基準対象施設の設置者と同施設の維持管理を行う管理者が異なる場合においても、本規定に準じた計画的かつ適切な維持管理を行うことが標準である。